

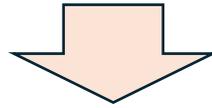
育成就労制度の概要

施行日:2024 年法律公布から 3 年以内(2027 年 6 月 21 までに施行)

目的:技能移転による国際貢献を目的とする「技能実習制度」から人手不足分野における人材の確保と育成を目的とする。

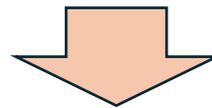
制度内容:①3年間の就労を通じて特定技能1号 水準の技能を有する人材を育成
②育成就労制度 3 年間で修得した技能を特定産業分野(特定技能制度分野)につなげる人材を確保する。
※特定技能外国人 1 号、特定技能外国人 2 号は当財団 HP「特定技能外国人事業」参照
③育成就労の対象分野は、特定技能制度の特定産業分野と原則同一となる。
※技能実習の対象職種から育成就労に移行対象以外分野もある。

新たな制度(育成就労制度から特定技能制度への移行イメージ図)



< 育成制度で就労開始までの条件 >

- 日本語能力 A1 相当以上(試験合格(JLPT)の N5 など相当)
または
- それに相当する日本語講習を受講している



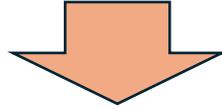
< 育成就労 1 年目における修得条件 >

- 技能検定基礎級等取得
- 日本語試験
(A1 相当以上から特定技能 1 号移行に必要な水準:各分野で設定)

< 転籍 >

- やむを得ない事情がある場合の転籍
 - ・人権侵害や労働条件が契約と実態が異なる場合など
- 本人意向による転籍
 - ・転籍先が同じ業務区分であること
 - ・就労が一定期間であること

- ・技能検定試験基礎級と一定水準以上(A1～A2)の日本語能力試験に合格していることなど



育成就労 (3年間)

<特定技能1号への移行条件>

- 技能検定試験3級または特定技能1号評価試験合格
- 日本語能力A2相当以上の試験(JLPTのN4等)
- 上記の技能と日本語要件が必要
- 上記は育成就労を経ずに外国で試験に合格していれば可能

特定技能1号
(5年間)



<特定技能2号の条件>

- 特定技能2号評価試験合格
- 日本語能力B1相当以上(JLPTのN3等)

特定技能2号
(期限制限なし)

<留意事項>

※特定技能1号の試験に不合格となった者は再受験のために最長1年の在留継続可能

※育成就労制度の受入対象分野は特定技能制度と原則一致させる。しかし特定技能の受入対象分野であっても国内育成になじまない分野は育成就労の対象外

<移行期間>

○育成就労制度施行後は、激変緩和措置として3年間の移行期間が設定されることから、2030年頃まで技能実習制度が残ることになる。